

平成 24 年第 1 回定例
夕張市議会会議録
平成 24 年 3 月 23 日(金曜日)
午後 1 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 1 号 平成24年度夕張市一般会計
予算
議案第 2 号 平成24年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
議案第 3 号 平成24年度夕張市市場事業
会計予算
議案第 4 号 平成24年度夕張市公共下水
道事業会計予算
議案第 5 号 平成24年度夕張市介護保険
事業会計予算
議案第 6 号 平成24年度夕張市診療所事
業会計予算
議案第 7 号 平成24年度夕張市後期高齢
者医療事業会計予算
議案第 8 号 平成24年度夕張市水道事業
会計予算
議案第 16 号 夕張市営住宅条例の一部改
正について
- 第 2 議案第 13 号 夕張市特別職給与条例の一
部改正について
- 第 3 議案第 14 号 夕張市介護保険条例の一部
改正について
- 第 4 議案第 15 号 夕張市生活館等設置条例の
一部改正について
- 第 5 議案第 17 号 夕張市賃貸住宅条例の一部
改正について
- 第 6 議案第 18 号 夕張市消防団条例の一部改
正について
- 第 7 議案第 20 号 指定管理者の指定について
議案第 21 号 指定管理者の指定について
議案第 22 号 指定管理者の指定について
議案第 23 号 指定管理者の指定について

- 第 8 議案第 24 号 市道路線の変更について
議案第 25 号 市道路線の認定について
- 第 9 報告第 1 号 平成24年度夕張市土地開発
公社事業計画書について
- 第 10 意見書案第 1 号 戸別所得補償制度の見直
し等、農業政策の立て直しを求める意見書
- 第 11 意見書案第 2 号 こころの健康を守り推進
する基本法の制定を求める意見書
- 第 12 意見書案第 3 号 基礎自治体への円滑な権
限委譲に向けた支援策の充実を求める意見
書
- 第 13 決議案第 1 号 常任委員会及び議会運営委
員会の閉会中所管事務調査に関する決議
- 第 14 議案第 27 号 平成23年度夕張市一般会計
補正予算

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午後 1 時 30 分 開議

●議長 高橋一太君 これより平成24年第1回定
例夕張市議会第 4 日目の会議を開きます。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全
員であります。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 118 条の規定により

厚谷議員
角田議員
を指名いたします。

●議長 高橋一太君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。
参与並びに書記の職氏名についてであります、お手元に配付しておりますプリントのとおりであります。
以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君
教育委員会委員長

氏家孝治君
選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君
農業委員会会長 山田昇君
監査委員 松倉紀昭君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 清水敬二君
理事 高畠信次君
まちづくり企画室長

熊谷禎子君
まちづくり企画室主幹

佐藤学君
まちづくり企画室主幹

上田晃弘君
総務課長 及川憲仁君

総務課主幹 平塚浩一君

総務課主幹 金光恭児君

総務課主幹 佐藤喜樹君

財務課長 石原秀二君

財務課税務担当課長

三浦護君

財務課主幹 押野見正浩君

財務課主幹 大島琢美君

財務課主幹 中沢吉弘君

産業課長 木村卓也君

産業課主幹 朝日敏光君

産業課主幹 成田裕幸君

建設課長 細川孝司君

建設課建築住宅担当課長

中港康裕君

建設課主幹 熊谷修君

建設課主幹 近野正樹君

建設課主幹 細木良一君

建設課主幹 大森世志英君

上下水道課長 天野隆明君

上下水道課技術担当課長

小林正典君

上下水道課主幹 竹澤祐幸君

市民課長 芝木誠二君

市民課主幹 千葉葉津乃君

市民課主幹 小松政博君

市民課主幹兼南支所長

清野敦子君

保健福祉課長兼福祉事務所長

池下充君

保健福祉課生活福祉担当課長

松本賢司君

保健福祉課主幹 武藤俊昭君

保健福祉課主幹 濱中昌一君

会計管理者兼出納室長

寺江和俊君

消防長兼消防次長

鷲見英夫君

消防署長 増井佳紀君

消防本部管理課長

田中義信君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長 小林信男君

教育課長 秋葉政博君

教育課社会教育担当課長

古 村 賢 一 君
教育課主幹 鈴 木 茂 徳 君
教育課主幹 西 岡 博 幸 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 朝 日 敏 光 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君

主査 熊 谷 正 志 君

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、議案第 1 号ないし議案第 8 号、議案第 16 号、以上 9 議案一括議題といたします。

この場合、本 9 議案については行政常任委員会に付託していたものでありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

はい、高間委員長。

●高間澄子君（登壇） ただいまから、本定例市議会第 3 日目の本会議において行政常任委員会に付託されました平成 24 年度夕張市一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算と、これに関連する 1 議案のあわせて 9 議案を審査した経過並びに結果についてご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本常任委員会は議長を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましても、この会議の全文が会議録に登載されますので、細部にわたる口頭報告は省略いたしまして、その概要についてのみ報告させていただきます。

たいと思います。

まず、本委員会は 3 月 21 日、22 日の 2 日間にわたって開催し、説明員として市長をはじめ、松倉監査委員、教育委員長、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、議案第 1 号、議案第 7 号については賛成多数をもって、議案第 2 号ないし議案第 6 号、議案第 8 号、議案第 16 号については全会一致をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の審査の経過並びに結果について申し上げましたが、何とぞこの決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

以上です。

●議長 高橋一太君 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ありませんか。

ないようでありますから、これをもって質疑を結びいたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 日本共産党の熊谷桂子です。

議案第 1 号夕張市一般会計予算並びに議案第 7 号後期高齢者医療事業会計予算について、反対の立場から討論いたします。

夕張市は 2007 年 3 月に財政再建団体となり、現在、財政再生団体となっておりますが、本市の歴史的経過を振り返ってみれば、財政破綻は国のエネルギー政策による炭鉱閉山の後処理負担、国のリゾート政策に乗り、いき過ぎた観光開発、当時の自民・公明政府による国の地方切り捨ての三位一体の政策、この三つが原因です。

また、赤字を巨額に膨らませた赤字隠しも国、道の容認のもとに行われたと推測される記載が議会議事録に残っております。

国会でも国の責任が追及され、歴代の総務大臣が国の責任を認めているにもかかわらず、市民に納得のいく説明は一度もされておられません。

また、財政破綻を夕張市の自己責任として大々的に報道した新聞各紙もテレビ局もそのことについては報道しようとしません。

2009 年には政権交代も行われ、市民の間では期待の声も聞かれましたが、夕張市への処遇について大きな変化はないまま、今日を迎えました。

一方で、昨年の東日本大震災以降、全国の国民とともに夕張市民の感情にも大きな変化が起きていると考えます。

この歴史的にも大きな転換点にある今日の状況の中で、市議会に対する市民の期待はかつてなかったほどに高まっております。

財政破綻の中でことごとく減らされた予算と職員配置について今予算の中で議会の総意として強力に要請してきた事案について、市民の皆さんからの強い要望であった議会傍聴席へ向かう 5 階から 6 階への階段の手すりについてはようやく予算が付けられたものの、エレベーターの整備や車椅子での傍聴など、バリアフリーと呼べるにはまだまだ程遠い状況です。

さらに深刻な問題なのは、議会事務局の職員配置が絶対的に不足しており、議会事務局の大きな仕事である議事録の作成が数年分にわたって滞っていることです。これは議会制民主主義の権能について根底から損なうものであり、早急に解決しなければならない問題です。

財政破綻したからといって、自治権まで奪われるものではありません。ましてや、歴代の総務大臣が国の責任を認めている夕張の財政破綻問題に対して、市議会としてどう対処していくかが市民からも全国からも注目されております。まずは、市議会がきちんと機能できるようにすることが求められています。

職員配置がどうしても無理であれば、テープおこしなどの外注を予算措置して早期に議事録を作成し、ホームページにも載せることが必要であると考えま

す。

さらに、東日本大震災以降、日本全土が今後数十年にわたり地震の活動期に入り、いつ、どこで大地震が起きてもおかしくないという状況であることが報道されています。さらには、2 週間前の 3 月 9 日の新聞各紙には泊原発沖の海底活断層が 164 キロにも及ぶ可能性が指摘され調査に入ること、4 月下旬には 1 号機から 3 号機まで全機が止まる可能性が高まったと報道されております。

こういった状況の中で、平成 24 年度当初予算を審議する今議会は財政破綻の国の責任を明確に問いながら、東日本大震災の教訓から学び、防災計画の見直しとその抜本的強化や自然エネルギーへの転換、そして今なお続く社会、経済、政治の閉塞感の中、命と暮らしを守ることを行政の最重要使命として正面にすえた新たな取り組みに本格的に踏み出すことが求められた議会であったと考えます。

しかし、残念ながら防災について重点的に整備されたとは言えず、危険箇所を地図にするハザードマップは高額だという理由で作れず、食料や毛布の備蓄も不足、消防職員の充足率は 48% に止まっています。

また、たくさんの雇用が期待できる自然エネルギーへの転換はまったく考慮されておられません。

さらに、日本一の少子高齢化の市であるにもかかわらず、若い世代の定住化にもつながる就学援助は全道平均の適用基準が生活保護世帯の収入の 1.3 倍であるのに、夕張市では 1.1 倍です。就学援助を受けている世帯の割合で比較すると、全道平均よりも 4% も低くなっています。

その上、文部科学省では平成 10 年度から就学援助の対象費目にクラブ活動費、生徒会費、PTA 会費を追加し、小学校では約 1 万円、中学校ではクラブ活動費が高額なため約 4 万円もの追加となっております。このように国が費目を拡大しているにもかかわらず、市の段階で除外されていることは憲法 26 条と学校教育法 19 条などからあってはならないことです。

夕張の子どもたちが健やかに育つことを願い、早急に改善を求めます。

また、後期高齢者医療制度は 75 歳以上の高齢者を若い世代と分離して別勘定の制度に囲い込み、重い負担を押し付けるしくみです。

高齢者の医療費と負担を直結させ、医療にかかりたいなら重い負担を我慢せよと迫る高齢者いじめに国民の批判が沸騰しました。

高齢者の皆さんをはじめ多くの国民は、保険料が高いことや年金天引きのことだけでこの制度に怒ったわけではありません。お年寄りの医療費が高すぎると言って目の敵にし、現役世代との公平性の名の下に不公平感をあおり、高齢者の存在自体を財政悪化の原因、悪者のように扱い、戦後、日本の発展に尽くしてこられた高齢者の皆さんに対する敬いの心がまったくなく、お年寄りを邪魔者扱いしているこの制度を作った国の姿勢に対して怒っているのです。

長生きはするなど言っているのか、年金だけでどうやって暮らせばいいのか、これが高齢者の皆さんの悲痛な声です。

先月末には、北海道では 1,609 円の値上げが決まりました。北海道社会保障協議会の 2 月中の調べによりますと、明らかになった 31 県と比較すると、保険料の比較で一人当たりで 8 位、均等割で 7 位、所得割では 1 位となっています。

値上げにはもちろん反対ですが、私たち日本共産党では年齢で医療に差別を持ち込んだ後期高齢者医療制度そのものに反対するものです。

そもそも高齢者医療の財政を悪化させた最大の要因は、小泉内閣時代から始まった構造改革路線による国庫負担の削減です。老人医療費に対する国庫負担は 1983 年では 45%でしたが、後期高齢者医療制度の導入で、現在では国庫負担はわずか 35%まで落ち込みました。

持続可能な制度を作ると言うのであれば、赤字の原因を作り削減してきた国庫負担を元に戻すべきです。

日本共産党は、社会保障の再生と充実、財政危機

打開の提言を行いました。

今こそ崩された社会保障を再生し、国民の暮らしと医療、福祉を守るためにも、社会保障費の削減ありきから抜け出さなければなりません。そのための財源は、まず税金の無駄遣いをなくすことです。

なぜ、コンクリートから人への目玉政策として公約で中止を約束したハッ場ダム建設を復活するのか。なぜ、過去に 1 兆円もの税金を投じながら事故続きで止まったままのもんじゅを含め、原子力推進予算を 4,200 億円も計上するのか。

福島第 1 原発の放射能汚染が大地と水と空気を汚染し続けており、チェルノブイリの事故から推測しても数年後の膨大な健康被害がどれだけに及ぶのか推定もできない状況であるのは周知の事実です。

さらに、なぜ重大な欠陥が指摘され完成もしていない 1 機 100 億円もの次期戦闘機を 42 機も買い入れようとするのか。なぜ、年間 320 億円の政党助成金には一切手を付けようとしないのか。なぜ、出す必要もない米軍への思いやり予算を毎年 2,000 億円も使うのか。

そして、なぜ庶民には大增税を押し付けながら、富裕層と大企業には年間 1 兆 7,000 億円もの新たな減税をばらまくのでしょうか。なぜ、震災がれきは地元で処理できるし、雇用も生まれるという地元首長らの声に耳を貸さず、莫大な費用をかけて広域処理をしようとするのでしょうか。ここでも、国民に納得のいく説明はありません。

この優遇と不公平を正す税制改革で、8 兆円以上の財源が確保されます。社会保障の財源を理由にした消費税の増税などももってのほかです。

民主党政権は、後期高齢者医療制度の廃止を公約し、政権に就きました。

しかし廃止どころか、今や制度を廃止にしたら現場が混乱するなど開き直っています。

私たち地方議員は、国の制度だからしかたがないとか予算の中身だけを論じればよいという立場で本当にいいのかが今、問われていると考えます。

私たち日本共産党は、欠陥があり高齢者に苦痛を

押し付けているこの制度には予算にも反対することが政党として当然と考えます。

地方自治体は、住民の福祉を守ることが第一の仕事です。

国が決めたことだからと、それを追認する立場では、議会や政党、議員のチェック機能を自ら放棄し、地方分権の立場とも相入れないものであり、市民の理解を得られないと考えます。

以上のことから、この 2 議案に対して反対を表明し、討論といたします。

●議長 高橋一太君 ほかにございませんか。

ないようでありますから、これをもって討論を終結し、直ちに採決いたします。

なおこの場合、分割して採決いたします。

はじめに、議案第 1 号、議案第 7 号については委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり

異議ありますので、起立によって採決いたします。

本 2 議案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立〕

起立多数であります。

したがって、本 2 議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号ないし議案第 6 号、議案第 8 号、議案第 16 号の 7 議案については委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、本 7 議案は委員長報告のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 ここで、理事より発言したい旨の申し出がありますので、これを受けてまいります。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

平成 23 年度補正予算につきましては 3 月 9 日に可決いただいたところでありますが、先の 12 月に開催された第 4 回定例市議会において補正予算により計上しました農林業施設災害復旧事業に関しまして錯誤が生じていたことから、修正のための追加提案について承認をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 ただいま理事の方からご発言のありましたこの件につきまして、この場合、追加議案に関し議会運営委員会を開催をさせていただきますので、暫時休憩といたします。

午後 1 時 4 8 分 休憩

午後 1 時 5 4 分 再開

●議長 高橋一太君 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

はい、小林委員長。

●小林尚文君（登壇） ただいまから、今期定例市議会第 4 日目の運営に関し議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

先ほど理事者から追加案件がありました議案につきまして、その取り扱いを協議いたしましたが、本日の議事日程に追加し、即決することとした次第であります。

これによりまして、付議案件は当初議案 26 件、報告 4 件でありましたが、議会からの決議案 1 件及び意見書案 3 件が提案されることとなりましたので、これらを合わせますと 34 件となるものであります。本日議案 1 件が追加されましたので、合計 35 件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、委員長報告のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

この場合、日程の順序を変更いたしまして、日程第 14 を先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、この際日程の順序を変更し、日程第 14 を先議することに決しました。

●議長 高橋一太君 日程第 14、議案第 27 号平成 23 年度夕張一般会計補正予算を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 27 号平成 23 年度夕張一般会計補正予算につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成 23 年第 4 回定例市議会において補正予算により計上した農林業施設災害復旧事業費につきまして錯誤が生じていたことから、補正を行おうとするものであります。

なお、これは財政再生計画の年次総合計画における同一性質区分内の組み替えに当たることから、計画の変更を要しないものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、議案第 13 号夕張市特別職給与条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 13 号夕張市特別職給与条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、財政再生計画との整合性を図るため、特別職の期末手当の削減期間を現行の平成 24 年 3 月 31 日までから当分の間に改める必要があることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 14 号夕張市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 14 号夕張市介護保険条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 24 年度から平成 26 年度までの第 5 期介護保険事業計画に基づく介護保険料を設定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

す。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 15 号夕張市生活館等設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 15 号夕張市生活館等設置条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、市内清水沢清栄町国有地に設置の宮前清栄生活館につきまして、維持管理を行う地域からの要望等を踏まえ名称を清栄生活館に改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 5、議案第 17 号夕張

市賃貸住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 17 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、単身入居に関する附則の規定を本則の規定とするとともに、住宅の除却に伴い関連する規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 6、議案第 18 号夕張市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 18 号夕張市消防団条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、消防団員の現行階級の見直しを行い、現在使われていない階級を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 7、議案第 20 号ないし議案第 23 号、いずれも指定管理者の指定について、以上 4 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 20 号ないし議案第 23 号の 4 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 4 議案は、いずれも地方自治法の規定により公の施設の管理を指定管理者によって行うに当たり、議案第 20 号については夕張市農業研修センター、議案第 21 号については石炭の歴史村公園、議案第 22 号については夕張市老人福祉会館、議案第 23 号については夕張市南部コミュニティセンター、これら 4 施設の指定管理者としてそれぞれの記載のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 4 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 4 議案は原案のとおり可決されま

した。

●議長 高橋一太君 日程第 8、議案第 24 号市道路線の変更について、議案第 25 号市道路線の認定について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 24 号市道路線の変更について、議案第 25 号市道路線の認定について、2 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

まずはじめに議案第 24 号市道路線の変更についてであります。本案は夕張市住宅再編事業に伴い、市道路線の起点が変更となることから、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に議案第 25 号市道路線の認定についてであります。本案は夕張市住宅再編事業に伴い、新たに造成する区画道路について市道として認定することから、道路法第 8 条第 2 項により議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案第 24 号及び議案第 25 号の 2 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 9、報告第 1 号平成 24 年度夕張市土地開発公社事業計画書についてを

議題といたします。

理事者から説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 1 号平成 24 年度夕張市土地開発公社事業計画書について、その内容をご説明申し上げます。

はじめに事業計画であります、これは夕張市土地開発公社が保有する土地の計画的な処分を行うためのものであり、平成 24 年度は保有する土地のうち、記載の土地を処分する予定であります。

次に予算についてであります、第 2 条は当年度の収益的収入及び支出の予定額を計上するものであり、収入総額は事業収益と事業外収益を合計した 3 億 8,576 万 9,000 円、支出総額は事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合計した 3 億 8,136 万 9,000 円を見込んでおり、収益的収入支出差引額は 440 万円の剰余金を予定しております。

第 3 条は資本的収入及び支出の予定額を計上するのでありますが、収入はゼロ、支出総額は 4 億 8,152 万 9,000 円を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足しておりますが、損益勘定留保資金及び前期繰越準備金による補てんを予定しております。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 10、意見書案第 1 号戸別所得補償制度の見直し等、農業政策の立て直しを求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 6 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 11、意見書案第 2 号こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 12、意見書案第 3 号基礎自治体への円滑な権限委譲に向けた支援策の充実を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員ほか 7 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 9、決議案第 1 号常任委員会及び議会運営委員会の閉会中所管事務調査に関する決議を議題といたします。

この決議案は、高間議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本決議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本決議案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、この場合、市長よりあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許してまいります。

はい、市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず始めに、平成 24 年第 1 回定例市議会は本日最終日を迎え、この中で平成 24 年度予算及び関連議案提出案件のすべてにつきまして原案のとおり議決を賜りました。まことにありがとうございます。

私が市長に就いてから間もなく 1 年を迎えます。昨年 3 月 11 日に発生した未曾有の大震災につきましても 1 年が過ぎたところであります。

被災地の復興という厳しい現実に向き合う東北 3 県の皆様に対し、私たちに現在求められているのは助け合いや支え合い、そして励まし合いであると思っております。

財政再生団体である本市は、東北の皆様をはじめ全国の皆様からとても温かなご支援をいただき、現在、再生に向け努力を進めてまいっております。

今こそ市民と議会と行政が一丸となって再生に向けて手と手を取り合い、進む姿を見せることが東北の方々、そしてご支援をいただきました全国の皆様への恩返しにつながっていくものと考えております。

今後の市政執行につきましてはこれまで以上に与えられた職責の重さを気を引き締めながら、市民の皆様が安心して幸せに暮らし続けられるまちを目指し、真の夕張再生を成し遂げてまいりたいと考えております。

なお、今議会で議員の皆様から貴重なご意見、ご提案をいただきましたが、私はこうした皆様の声を真摯に受け止めるとともに、本市にとって貴重なこの 1 年間、市民の皆様の先頭に立ち、渾身の努力を積み重ねてまいる所存であります。

議員の皆様におかれましては、今後につきましてさらなるご理解とご支援を賜りますよう心からお

願いを申し上げまして、私からのお礼のごあいさつにさせていただきます。

ありがとうございます。

●議長 高橋一太君 本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 これをもって第 1 回定例夕張市議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 19 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 厚 谷 司

夕張市議会 議 員 角 田 浩 晃